

## 資料 用語解説

( ) 内の数字は、本文及び資料中の対応ページを示します。

### 【ア行】

#### ●一般廃棄物 (5、6、7、8、23、26)

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は、事業所、店舗等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と、一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。

### 【カ行】

#### ●家電リサイクル法 (6)

「特定家庭用機器再商品化法」の略称。エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引き取り及び引き取った廃家電の製造業者への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたもの。

#### ●環境基本法 (6)

環境の保全について、基本理念を定め、ならびに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の組む民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としている。

#### ●環境マネジメントシステム (16)

環境マネジメントとは、事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと。ISO14001 やエコアクション 21 などの登録・認証制度がある。塩尻市では「塩尻環境スタンダード登録・認証制度」を構築・運用している。

#### ●グリーン購入法 (6)

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の略称。環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するため、国等の公的部門が契約をする際に、価格だけでなく、温室効果ガス等の排出等、環境への負荷をも考慮すること等を目的としている。

#### ●グリーン製品 (16)

リサイクル製品やエコ製品等の環境に配慮した製品。

#### ●建設リサイクル法 (6)

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の略称。一滴規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度などを設けている。

### ●ダンボールコンポスター (13、20)

家庭から排出される生ごみを、ダンボールを使ったコンポスター(堆肥化容器)のこと。

#### 【サ行】

### ●最終処分 (10)

廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋立処分または海洋投入処分される。最終処分は埋立が原則とされており、対部分が埋立により処理される。最終処分を行う施設が最終処分場である。

### ●しおじりエコふぁみりー (18)

家庭で取り組むエコ活動やエネルギー使用量を記録し、家庭でのエネルギー使用量を削減する取り組み。取り組んだ成果を報告すれば、審査の上、しおじりエコふぁみりーとして認定される。

### ●資源化量、資源化率 (16、20)

中間処理施設(民間、塩尻クリーンセンター)で資源ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみなどから選別された資源物及び拠点回収や集団回収による資源物の総量。

資源化量のごみの総排出量に占める割合を資源化率という。

### ●資源有効利用促進法 (6)

「資源の有効な利用の促進に関するほう質」の略称。平成3年に制定した「再生資源の利用の促進に関する法律」の改正法として、平成12年に制定された。①製品の環境配慮設計(軽量化等、解体の容易化等に配慮した設計)、②使用済製品の自主回収・リサイクル、③製造過程で生じる副産物のリデュース・リサイクル(事業所のゼロ・エミッション)といった3Rに関する様々な取組を促進することにより、循環経済システムの構築を目的としている。

### ●自動車リサイクル法 (6)

「使用済み自動車の再資源化等に関する法律」の略称。自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律。自動車製造業者・輸入業者に、自らが製造・輸入した自動車在使用済みになった場合に生じるシュレッダーダスト(破碎された後の残渣)等を引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用はリサイクル料金(再資源化預託金等)として自動車の所有者が原則新車購入時に負担する制度。解体業者などの関係事業者はすべて都道府県知事等の登録・許可を受けることが必要であり、各事業者間の使用済自動車の流通は一元的に情報管理されている仕組みとなっている。

### ●食品リサイクル法 (6)

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の略称。食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量に関する基本的事項を定めるとともに、登録再生利用事業者制度等の食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講じることにより、食品に係る資源の有効利用及び食品廃棄物の排出抑制を図ること等を目的として制定された。

### ●循環型社会形成推進基本法 (6)

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本法の策定とその他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律。

### ●3R (スリーアール、さんアール)

(5、14、15、16、17、20)

循環型社会の実践的行動指針。廃棄物の発生抑制 (Reduce : リデュース)、再使用 (Reuse : リユース)、再生利用 (Recycle : リサイクル) の3つの頭文字をとって、3Rという。

### 【夕行】

### ●中間処理 (10、23)

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど資源として再利用できるものを選別回収し、有効利用をする役割もある。

### 【ハ行】

### ●廃棄物処理法 (6)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の略称。廃棄物の発生を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規則、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理基準の策定等を内容とする。

### 【ヤ行】

### ●容器包装リサイクル法 (6)

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の略称。井ppな廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して輩出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたもの。